

総務委員会 会議録

日 時 令和5年3月10日（金曜日） 午前10時48分～午前11時29分
場 所 白杵庁舎2階 第1委員会室

出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 大塚 州章 委 員 広田 精治
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 平山 博造 総務課長 柴田 監
総務課参事監 佐世 善之 秘書・総合政策課長 安東 信二
水道事業所長 小長 範幸 消防長 亀井 英樹
兼上下水道工務課長 齋藤 隆生 消防本部総務課課長代理 広戸 隆宏
上下水道管理課長

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	協議結果
第 6 号	白杵市行政組織条例の一部改正について	原案可決
第 7 号	白杵市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第13号	白杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	原案可決
第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決

○委員長（伊藤 淳）

ただいまから総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は4件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。それでは、秘書・総合政策課所管分の議案審査を行います。第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

それでは、第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、ご説明させていただきます。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（大塚州章）

一昨年前に振興協議会を回らせていただいた時に、西神野地区から飲料水と道路整備の要望が出ておりました。地元の要望と、この内容が一致しているのかどうかを、教えていただければと思います。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。地元の要望と一致した計画であります。先ほど申しましたように、これから地元と負担金などの協議に入っていくということになっております。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

○委員（匹田 郁）

それに関連してですけど、返済を活用できるということではありますが、そういう場合、地元の負担率低減、これは、一つの約束事の数字なのか、それとも行政としては、負担率を変えていくことが可能なのかどうか、その辺も含めてお答え願います。

◎上下水道管理課長（齋藤隆生）

上下水道管理課長の齋藤です。よろしくお願いします。匹田委員のご質問にお答えいたします。負担率につきましては、同様な小規模の飲料水供給施設に対して、過去5%の地元負担をいただいております。この点につきましては、市としては、同様の市民統一性という形の中で、同一の負担率だというふうには考えておりますが、今後地元との事業についての協議の中で、また検討すべき部分が出てくる可能性もあります。今の段階では統一した形でというふうには考えております。

○委員（匹田 郁）

わざわざ国が辺地債を使って、その集落を守ってあげなさいという方向ですよ。だから、

やっぱりそういうつもりのこの財源が、少し有利な形の返済になっているわけですから、その辺は一律に考えずに、やはりその地域に、最大限、目一杯とは言いませんけど、できるだけ沿ってですね、市民との平等性がかけないように、逆にしてあげることがいいんじゃないかと思うんで、その辺は十分検討していただいて、それから計画を実行していただきたいと思います。要望です。

○委員（戸匹映二）

先ほどからの飲料水の供給施設の件で関連ですけど、今回のこの辺地債は、あくまで施設を整備するということに限られるんでしょうか。それとも、結局造った後の維持管理とかで、費用もかかってくると思いますので、その辺の地域の負担とかの話を同時にしていくのかどうか。負担がいるのかいないのかというのも併せて、協議していく必要があると思うんですけど、その辺はどのような協議になるか。

◎上下水道工務課長（小長範幸）

上下水道工務課長の小長です。戸匹委員の質問にお答えします。この辺地計画は、施設の整備ということで計画を上げさせていただいております。負担金については、その設備の事業を行う事業費に対しての負担金でありまして、維持管理等は、また地区との協議の中で、どのように進めていくかというのを協議していきたいと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第16号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第16号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。これで秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。次に、消防本部総務課所管の議案の審査を行います。第13号議案 白杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防長（亀井英樹）

消防本部消防長の亀井でございます。第13号議案 白杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、私から説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（戸匹映二）

出動報酬新旧対照のところで、区分が時間ごとに分けられていますね。4時間未満の時間、この時間っていうのは例えば、水火災とかで出動した場合に、どこからどこまでの作業の時間に当てはまるのか。例えば現場に着いてから現場を出るまでの時間なのか、準備も含めて後片付けまでの時間なのか、ちょっとその辺をどういう基準になっているか教えていただきたいです。

◎消防長（亀井英樹）

この時間の始まり、指揮になりますけども、各地指定消防団に指令を今はメールで出しているんですけども、この時間からとなります。

○委員（戸匹映二）

終わりは。

◎消防長（亀井英樹）

それは現地で、消防団解散という形です。

○委員（大塚州章）

こういう改正があったということは、消防団員に対しての処遇を良くするという目的で改正されたのかというのと、通知内容の中に課税免除っていうのがありますが、出動した際の課税免除額が変わったのか、というのが分かれば教えていただきたいと思います。

◎消防長（亀井英樹）

まず処遇改善がされた経緯ですけども、資料の1番にあります通知の背景の中にありますように、全国的な傾向でありますけど、ここ2年、消防団員の退職による減少が1万人を超えて、このままいけば、全国的に80万人を割り込むという大変厳しい、憂慮すべき事態となることを踏まえて、国の方で、消防団の職員に関する検討会を開いたところ、その中で特に報酬に関する検討がなされて、今回の処遇改善という形で、2番にある報酬等の基準が示されたということです。今回の報酬は、これまで当市においても年額報酬しかなかったんですが、国が示す基準通り出動報酬が定められたので、これまで費用弁償として規定していたものを、出動報酬とさせていただきます、国の基準に沿った形とします。当然報酬になりますので、所得税の課税対

象になるということで、これまでの年額報酬も課税されております。5万円までは、これまで課税対象から除外され、それ以上の金額に対して課税されます。これまでも5万円で、これからも5万円であれば変わりません。新たにできた出動報酬の課税に関して、出動災害については8千円まで免除できます。もしそれ以上定めるのであれば、その8千円を超えた部分について課税します。出動報酬でも災害以外の出動報酬であれば、その部分は4千円まで非課税にします、というような形で示されていますので、本市もこの取り扱いはしっかりやっていきたいと考えております。

○委員（大塚州章）

ありがとうございます。よく分かりました。国はお金を融通したから、消防団員の地域の招集に関しては、あとは地域に任せたというような流れが出てくるかなと思いつつも、やっぱり消防団員っていうのは本当に大切に、地元を守る地域の自衛団でもあるわけですから、自治会やいろんなところと協力しながら、消防団員の確保に努めていただけたらと思います。課税があるのはちょっと気に入らないですけど、これも仕方ないですね。

○委員（梅田徳男）

3点聞きたいのですが、まず支給額を改定することによって、年単位でどれぐらい、例えば、令和3年の出動実績とした時に、市全体で言えば、どのぐらい増えるんですか。

◎消防本部総務課課長代理（広戸隆宏）

総務課課長代理の広戸です。私のほうから回答させていただきます。令和3年度中は、出動報酬は124万円ありまして、これは8時間以上の長時間にわたるものではありませんでしたので増額等はありません。令和4年度中、まだ年度途中ですけども、現在のところ283万円程度を予想しております。これが改正後になりますと、約436万円に上がるということで、150万円程度上乗せがあるというような試算になっております。

○委員（梅田徳男）

ありがとうございます。出動報酬ということですから、例えば災害があつて、出動したその出動の単位で精算をするということですか。その月に1ヶ月まとめて精算をするということですか。

◎消防長（亀井英樹）

表にありますように、あくまでも単位は日単位で計算をして、実際の支給は今回の改正にありますように、翌年度の4月に年報酬と一括してお支払いする形になっております。1年間の出動、どれくらい出た、何時間出たというのを集計して、年が終わった時点で、翌月支給する形を取らせてもらっています。

○委員（梅田徳男）

一番長いところで、1年待たないと手元には来ないということですね。

◎消防長（亀井英樹）

その通りになります。

○委員（梅田徳男）

手続き的には本人たちが、何か手続きをしないといけないとかそういうことはあるんですか。

◎消防長（亀井英樹）

個人が特段申請することはありませんけれども、災害等の場合には、分団長が、まとめ役としていますので、その方が何人、誰々さんが出た、何時間出たというふうなことを、集計してもらって消防本部のほうに届け出てもらう、それを1年間集計したもので、支給させていただくという形になっております。

○委員（梅田徳男）

もう1点、あくまでも24時のところを境にして、そこで1日目それからあとを2日目というカウントですね。災害が発生して出動して24時間単位じゃなくて、1日単位で、24時を過ぎれば2日目になると。

◎消防長（亀井英樹）

最近ですね大規模災害というふうなことが全国各地で起こっております。長期間にわたる場合が当然出てきますけども、そのような場合の支給単位は1回とするわけじゃなくて、やっぱり日単位で考えていくというのが基本的な考え方になります。

○委員（梅田徳男）

ありがとうございます。

○委員長（伊藤 淳）

休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。他に質問、質疑ありませんでしょうか

○委員（匹田 郁）

今の梅田委員のお話を聞いて分かったんですけど、大規模災害でも、極端な話、1日8時間を超えるときは一旦解散して、それからまたやるというようなやり方であれば課税対象にならないということになるわけですね。だから、大規模災害の時には、どういうふうに扱うのかなということと、単純にこれ、財源がさっき言われたように増えるんですけど、この財源はどこから来るんですかね。

◎消防長（亀井英樹）

長時間に渡る場合の支給単位ですけれども、ここは8時間以上になった場合は、そこを超えても1日は1日としてカウントをする形で、今のところ増額等は考えておりません。先ほど言ったように課税免除は8千円までということになるので、1日であれば、すべてが、当市の場

合においては、課税免除されるということです。

◎消防本部総務課課長代理（広戸隆宏）

財源のほうになりますけれども、表の災害にあたる部分の水火災につきましては特別交付税の対象になっておりまして、その他の部分については普通交付税、という形を今回とるようになっております。

○委員（匹田 郁）

確かに8時間拘束以上になるんでしょうけど、それを1日8千円として見るという形で、休憩とか含めていろいろ必要でしょうから、8時間になったら一旦切って、再出動という形をとったら、こういう形にはならないのかなとちょっと思ったものですから。そうすると、1日でも2回になる可能性はあるのかなと、その辺をちょっと思ったんです。

◎消防本部総務課課長代理（広戸隆宏）

出動の報酬ということで報酬1日単位の金額で定めるというふうなことに決まっておりますので、1回2回というふうにカウントができないという形になっておりますので、1日8千円というふうに今回定めているところであります。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑はございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第13号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第13号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。これで消防本部総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。では次に総務課所管の議案の審査を行います。第6号議案 白杵市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田 監）

それでは、第6号議案 白杵市行政組織条例等の一部改正について説明をさせていただきます。（付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。ありませんか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

では以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第6号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第6号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。では次に、第7号議案 白杵市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課参事監（佐世善之）

それでは私から、第7号議案 白杵市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

（付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（大塚州章）

この議案書の中の精神疾患またはその疑いのあるもの等の医療保護に関し、受ける恐れのある医療保護っていうのはどの辺で、どう誰が判断をするのかというのをちょっと教えていただきたい。

◎総務課参事監（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。現状では、各課の課長が命令で、現場とかなに行かせた場合に必ず報告を受けるようになっております。その報告の中で、特に医療保護については、警察が同行する場合もございますので、そういった場合については、必然的にやはり危険を伴うんだろうというふうに思っていますけれども、報告の中には、暴れた時とか、おどしといたしますか、そういった事情があれば、それについては、各担当課長で判断をさせていただくんですけれども、その判断がつかない場合については、福祉六法の関係もございますので、最終的

に福祉事務所長が最終判断をして、総務課のほうに報告をいただいて翌月処理したいというふうに考えております。

○委員長（伊藤 淳）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

○委員（梅田徳男）

今の説明からですけど、行って結果として、そういう状態が発生した時に、その状態次第で対象になるかならないかを決めるということなんですか。

◎総務課長（柴田 監）

梅田委員の質問にお答えいたします。この医療保護の関係ですけど、いろんなパターンがございます。医療保護の場合は必ず医師の診断というのが必要になります。さらに、単独世帯の方、それから複数のご家族で住まわれている方と、いろいろ条件がありますが、特に難しいのが、単独で生活をされている方が、自分で病状とか病識がない場合は、ちょっと不可解な行動を取るとかいうことで、ご近所から苦情が来たりした場合に、市と警察、それから県の保健所等が連携して調査を行ったり、あとは最終的に医師の診断、ごく特殊な場合に、私も福祉事務所長していた時に何回か対応させていただいたんですけど、病院の先生に来ていただいて、我々が対象者と話している姿を見ていただいて、判断をしていただくとか、そういう場合もございます。そういうようなことをして、最終的にはパトカーの後ろの席とか、市の車の後ろの席に警察官と職員で本人を挟んで座って、病院まで連れて行くとか、そういうようなこともございます。それだけじゃなくて、例えば生活保護を受けている单身の方が、そういう保護入院になったような時に、大家さんから、これを機にもう出ていってください、というような話がよくございます。そうした時にそれを、本人はもう入院して、片付けることができませんので、福祉課の職員とかが手分けして後片付けたりとかします。それがもう非常に、動物の糞尿が部屋の中にあったり、食べ物の腐ったものが蓄積されたような状態を片付けるという、ちょっと衛生的に非常に厳しいような状況もあります。そういう場合に限って、特殊勤務手当というのは、基本的には危険とか、衛生的によろしくない状態という場合に限って支給しております。ちょっと説明が、飛んでしまってわかりにくかったと思いますが、そういうような場合に、福祉事務所長が最終的には危険とか、衛生的に良くないという判断をした場合のみ、この対象とする。年間でいったら2回か3回あるかないかというようなものでございます。

○委員長（伊藤 淳）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようでしたら、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第7号議案については、原案の通り可

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(伊藤 淳)

異議なしと認めます。よって第7号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。

以上で総務委員会に付託されました議案4件の審査を終了いたします。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時29分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和5年3月10日

白杵市議会

総務委員会委員長 伊 藤 淳